

憲法週間行事の報告

裁判所では、憲法の精神や司法の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的に、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間を憲法週間と定めています。

広島県内においては、毎年この時期に、裁判所、検察庁、弁護士会、法務局、法テラスが協力して、様々な行事を行い、多くの方に参加していただいています。

ここでは、今年度の憲法週間行事のうち、主なものを報告します。

なお、法の日週間(10月1日から7日まで)にあわせて、9月下旬から10月上旬頃にも行事を企画する予定ですので、興味のある方は、各機関のウェブサイトなどで御確認ください。

※行事内容は今回のものとは異なることもあります。

「法の現場」見学ツアーの実施

司法の役割や機能を知ってもらうため、「法の現場」を御案内するツアー(2コース)を実施しました。

参加してくださった方は皆さん、説明者の話に相づちを打ちながらメモを取り、質問をするなど、熱心に見学をしてくださいました。

参加者からは、「普段は目にすることができない場所を見ることができ、司法を身近に感じることができた。」などの感想が寄せられました。

Aコース: 2019年5月9日(木) 9:00~12:30

広島家庭裁判所



家庭裁判所の役割について説明し、少年審判廷(写真)や調停室、家族面接室などを見学していただきました。

法テラス広島



常勤弁護士等から業務について説明し(写真)、情報提供や民事法律扶助などの事務を行っている職場を見学していただきました。

広島地方検察庁



検察官から業務について説明し(写真)、取調室などを見学していただきました。

Bコース: 2019年5月13日(月) 13:30~17:00

広島地方裁判所



裁判員法廷で裁判所について説明し(写真)、裁判官の席に座ったり、法服を着たりするなどの体験をしていただきました。

広島法務局



法務局の業務について説明し(写真)、登記申請窓口、戸籍や供託に関する事務を行っている事務室を見学していただきました。

紙屋町法律相談センター (広島弁護士会)



弁護士から弁護士の役割や法律相談センターの事業内容について説明しました(写真)。

無料法律相談室の開設

弁護士を相談員とする無料の法律相談室を開設しました。
相談にお越しになられた方の御事情は様々ですが、今回の無料法律相談室の開設が問題解決の一助になれば幸いに思います。